

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

日本トーター株式会社

東京都港区港南二丁目十六番一号

二 委託契約締結日

令和四年三月二十九日

三 委託期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで